

優良従業員表彰要領

1. 推薦条件

- (1) 当商工会議所会員事業所の従業員であること。
- (2) 商工会議所地区内の同一事業所に永年勤務し、勤務状態が優秀で他の従業員の模範となっていること。
- (3) その他犯罪、重大なる過失、事故等の経歴がないこと。
- (4) 勤務年数が、下記に該当していること。

勤務年数

満5年以上、満10年以上、満15年以上、満20年以上、満25年以上、満30年以上

※勤務年数目安として、下記入社年月日一覧表をご参考にしてください。

基準日：平成24年3月31日現在

勤続年数	入社年月日(期間)
満5年以上	平成14年4月1日～平成19年3月31日までに入社した者
満10年以上	平成9年4月1日～平成14年3月31日までに入社した者
満15年以上	平成4年4月1日～平成9年3月31日までに入社した者
満20年以上	昭和62年4月1日～平成4年3月31日までに入社した者
満25年以上	昭和57年4月1日～昭和62年3月31日までに入社した者
満30年以上	昭和57年3月31日以前に入社した者

【再表彰】

- (5) 上記表彰にかかわらず、同一事業所に引き続き勤務した従業員は、以後5年毎に再表彰することができる。

【特別表彰】

- (6) 上記優良従業員表彰のほか、社会的にも特別な表彰に値する下記のような用件に該当する場合は、当所の審査会において認められた者は特別表彰することができる。
 - ① 優秀な発明・発見、その他創意工夫により生産性の向上に顕著な功績をあげた者。
 - ② 事業所の災害に際し、自己の危険を顧みず人名を救助し、または重要な施設・資材などを保全した者。
 - ③ 上記の他に、諸官公署・関係機関等からも表彰歴があり、社会的にも特別表彰として授賞に値すると認められる者。

2. 表彰内容

勤務年数に応じ下記表彰を行う。

※（ ）内は事業所負担金

5年以上	会津喜多方商工会議所会頭名の表彰記念プレート及び記念品 (8,000円)
10年以上	会津喜多方商工会議所会頭名の表彰記念プレート及び記念品 (8,000円)
15年以上	会津喜多方商工会議所会頭名の表彰記念プレート及び記念品 (10,000円)
20年以上	東北六県商工会議所連合会会長・会津喜多方商工会議所会頭 連名の表彰状・表彰記念プレート及び記念品 (10,000円)
25年以上	東北六県商工会議所連合会会長・会津喜多方商工会議所会頭 連名の表彰状・表彰記念プレート及び記念品 (13,000円)
30年以上	日本商工会議所会頭・会津喜多方商工会議所会頭連名の表彰状 表彰記念プレート及び記念品 (15,000円)

3. 推薦上における年数計算

勤続年数算定は、平成24年3月31日現在で計算してください。

4. 推薦書締切

平成24年5月31日(木)午後5時まで

※上部団体に申請する関係上、期日までに申し込んでください。

遅れますと表彰できない場合があります。

5. その他

- ・推薦書用紙は、同封の用紙を人数分コピーしてご使用ください。
- ・推薦書用紙は、当所ホームページからもダウンロードできます。
- ・その他、表彰についてのお問い合わせについては、下記事務局へご連絡ください。

＊＊ お問い合わせ先 ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

会津喜多方商工会議所 総務課：木城・山口

TEL：0241-24-3131 FAX：0241-25-7171

URL：http://www.aizukitakatacci.or.jp

E-mail：info@aizukitakatacci.or.jp

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊